

仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 条 本特記仕様書は、伝統鮎やな設置工事に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるものとする。

また、工事を実施するにあたっては、延岡観光協会が雇用する、伝統築師の指示に従うものとする。

第 3 条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書の「本工事費内訳表」の費目 工種 種別 細別・規格、数量（単位）、「明細書」の名称・規格、数量（単位）、「単価表」のうち工事目的物の材料にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。

第 4 条 第 3 者に及ぼした損害

工事契約書第 28 条第 2 項の、軽微なものの範囲は、請負金額の 100 分の 2 以内とし、これを越える部分については発注者の負担とする。

第 2 章 施工条件

第 1 条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 工事の期間及び規模

- ・本工事は、平成27年10月1日の設置開始から平成27年12月21日の撤去完了までの82日間とする。
- ・設置工事は平成27年10月1日から平成27年10月31日までの31日間で設置すること。
- ・撤去工事は平成27年12月11日から平成27年12月21日までの10日間で撤去すること。
- ・設置完了から撤去開始までの期間の鮎やなの維持管理をすること。
- ・鮎やな設置に必要な資材は、延岡市三須町の鮎養殖場に保管している。

この資材を平成27年10月1日の工事着工に向け、鮎やな設置現場まで運搬することとする。併せて撤去した資材は、鮎やな設置現場から三須町の鮎養殖場へ運搬する。（鮎養殖場内は4tユニックまでが進入可）

なお、保管場所から設置現場までの片道運搬距離はL=3.7kmとする。

2 施工内容

鮎やな設置に関する施工内容を下記に示す。

(1) 河底整地工 L=121.5m W=6.0m程度

- ・本工事は、延岡五ヶ瀬川漁協協同組合が鮎やな架設する位置及びその周辺の河床整備工事を行った後に着手することとなる。
- ・本工事では、水位や河床等の高さを勘案し、伝統築師の指示に従って、不陸整正等を行う。

(2) 丸太馬組み立て L=106.5m (竹簾の支え部分含む)

- ・後ろ馬1本の丸太杭を打ち込み、前馬2本と三脚に組み立てる。
- ・3本の丸太杭を頂部で結束する。
- ・馬組み立てに必要な材料及び加工については、事前に伝統築師が準備する。
- ・受注者は、資材の運搬及び設置を行うこととする。

(3) 棚組み立て L=106.5m

- ・丸太馬の頂部に棚カマスを設置できるようにL=1.8mの竹を使用して棚を組立てる。
- ・棚組み立てに必要な資材及び加工については、事前に伝統築師が準備する。
- ・受注者は、資材の運搬及び設置を行うこととする。

(4) 棚カマス石詰め L=106.5m

- ・ムシロで編んで袋状にしたカマスを事前に三脚の頂部に設置し、その袋内に重機及び人力により袋詰めを行う。
- ・カマスなどの資材は、事前に伝統築師が準備する。

(5) 竹網立てず (竹網 H1000~1500) L=106.5m

- ・竹網を丸太馬に設置する。
- ・竹網などの資材及び加工については、事前に伝統築師が準備する。
- ・受注者は、資材の運搬及び設置を行うこととする。

(6) やらず玉石補強 L=106.5m

- ・丸太杭の足元を玉石で補強を行う。
- ・玉石などの資材は、事前に延岡五ヶ瀬川漁協協同組合が行う河床整備工事の中で河川敷に備蓄しているものを使用する。

(7) 棚用丸太打ち込み N=50本

- ・落簾 (L=10.0m×W=7.0m) を支えるのに、1.0m間隔に杭打ちを行う。
- ・丸太等の資材については、事前に伝統築師が準備する。
- ・受注者は、資材の運搬及び打ち込み (杭頭処理含む) を行うこととする。

(8) 棚鮎やな落場 (L=10.0m×W=7.0m) A=70.0m²

- ・落簾を組み立てる
- ・落簾に必要な資材及び加工については、事前に伝統築師が準備する。
- ・受注者は、資材の運搬及び組み立てを行うこととする。

(9) じゃかご 2箇所

- ・落簾の両端にじゃかごを設置し、その中に玉石を重機及び人力で詰め込む。
- ・じゃかごの資材及び加工については、事前に伝統築師が準備する

(10) 棧橋組み立て L=70m

- ・観光客が落簾に鮎が落ちるところを見もらうため、棧橋を設置する。
- ・棧橋には、観光客が川に転落しないよう防止策を講じること。
- ・棧橋の資材は単管などリース資材とし幅員を90cm確保すること。
- ・維持補修時の重機が通行できるように一部解体し通行できるようにすること

(11) その他

- ・丸太馬同士を連結することと、竹網を設置するための竹 (L=7.0m) が100本程度必要になるが、その資材を準備すること。
- ・(1)～(10)までの施工内容は、鮎やな設置に関する内容であるが、撤去については設置内容を参考に撤去すること。
- ・生簀 (1800×900蛇籠 (既製品) 3個) を伝統鮎築師の指示に従い設置すること。蛇籠については、築師が準備する。
- ・観光客の安全を確保するため、河川敷から鮎やな落簀までの階段区間の安全対策を講じること。
安全対策に必要な資材はリース品とする。
- ・河川敷を駐車場とするため、碎石等を用いて整地すること。
整地に要する碎石等については、支給することとする。

3 設置から撤去までの期間の維持管理に関すること。

鮎やな設置が完了した日より平成27年12月10日までの間について、大雨や異常出水を想定し次の内容の維持管理を行うこと。

(1) 人力による鮎やなを修繕

上記の期間の内4日に1回 (14日間程度) は、現場を見回り、鮎やなに異常がある場合は、その都度伝統築師の指示に従って、修繕作業を行うこと。

(2) 重機による鮎やな及び河床整備の修繕

上記の期間の内3回程度 1回あたりの作業日数を3日とする。

(3) 重機により駐車場場内の整地工

上記の期間の内3回程度 1回あたりの作業日数を2日とする。

上記の修繕作業に伴って発生する資材等については、延岡観光協会が支給する。

4 公害関係

- ・本工事は、鮎などの生息している河川内で重機による作業となることと、下流に旭化成の工業用水の取水口があるため、重機のオイルなど流出による水質汚濁が生じないように、整備点検等については十分おこなうこと。
- ・台風などの異常出水により、設置した鮎やなが流出した場合には、速やかに流された資材を回収すること。

なお、流された状況などを確認し、軽微なものについては、変更の対象としないが、軽微なものでない場合は、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。